表音的假名遣は假名遣にあらず

**肯

()**

來る筈はない。それでは假名遣はどうしてきまるかといふに、實に語によつてきまる のである。「愛」も「藍」も「相」も、その音はどれもアイであつて、そのイの音は全 あるから、その音自身をどんなに考へて見ても、どの假名で書くべきかをきめる事が出 るやうに考へてゐるが、實はさうではない。これ等の假名は何れも同じ音を表はすので 「お」と「を」と「ほ」、「わ」と「は」のやうな同音の假名の用法に關してのみ用ゐられ てゐる。さうして世間では、これらの假名による國語の音の書き方が卽ち假名遣であ 今普通には、そんな廣い意味でなく、「い」と「ゐ」と「ひ」、「え」と「ゑ」と「へ」、 假名遣といふ語は、本來は假名のつかひ方といふ意味をもつてゐるのであるが、現

く同じであるが、「愛」は「あい」と書き「藍」は「あゐ」と書き「相」は「あひ」と

書く。同じイの音を或は「い」を用ゐ或は「ゐ」を用ゐ或は「ひ」を用ゐて書くのは

「愛」の意味のアイであるか、「藍」の意味のアイであるか、「相」の意味のアイである

をあつめたものではない。これによつても假名遣といふものが語を離れて考へ得べか 示して、假名遣辭書の體をなしてゐるが、辭書はいふまでもなく語を集めたもので、音 彦の古言梯にいたつては、多くの語を五十音順に擧げて、一々それに用ゐるべき假名を らざるものである事は明瞭である。 「ひ」以下の諸項を擧げて、それぐ~の假名を用ゐるべき諸語を列擧してゐる。楫取魚 くの語を列擧してをり、所謂歷史的假名遣の根元たる契沖の和字正濫鈔も亦「い」「ゐ」 の假名文字遣は「を」「お」以下の諸項を設けて、各項の中にその假名を用ゐるべき多 きまりである。 るから、假名遣は、單なる音を假名で書く場合のきまりでなく、語を假名で書く場合の かによるのである。單なる音は意味を持たず、語を構成してはじめて意味があるのであ 表音的假名遣といふものは、國語の音を一定の假名で書く事を原則とするものであ この事は古來の假名遣書を見ても明白である。例へば定家假名遣といはれてゐる行阿

その標準は音にあつて意味にはない。それ故、如何なる意味をもつてゐるもので

る假名を用ゐるべきかをきめるのではなく、その語が旣に假名遣の明かな語と同 たもので、 然るに古來の假名遣書に擧げた諸語は、それらの語一つ一つに於ける假名の用法を示し 部を網羅したのではない。それ以外のものは、原則から推して考へればよいのである。 げてある事があ であるとか、 んな語であるかには關しない。勿論表音的假名遣について書いたものにも往々語があ の假名を用ゐるべきかを定めるには、どんな音であるかを考へればよいのであつて、ど あつても同じ音はいつも同じ假名で書くのを主義とするのである。「愛」でも「藍」で 一々の語に於けるきまりとして取扱ふのである。 「相」でもアイといふ音ならば、何れも「あい」と書くのを正しいとする。それ故ど 時には推定によつて假名をきめる事があつても、その場合には、音を考へてい そこに擧げられた以外の語の假名遣は、必ずしも之から推定する事は 或はそれから轉化した語であるとかを考へてきめるのであつて、やはり **るが、** それは只書き方の例として擧げたのみで、さう書くべき語の全 『源の語 出 かな 來な

名遣は假名による音の書き方のきまりであつて、音を基準としたものである事が明白に よる語の書き方に關するきまりであつて、語を基準にしてきめたものであり、 以上述べた所によつて、 古來の假名遣は(定家假名遣も所謂歷史的假名遣も)假名に 表音的假

なつたと思ふ。

それでは假名遣といふものは何時から起つたであらうか。

現代の表音的假名遣に於ては、同じ音はいつも同じ文字で書き、違つた音はいつも違つ 彌」「伎美」のやうな、色々の文字で書かれて文字に書かれた形は一定しない)。處が、 無かつたのである(例へば「君」といふ語は「岐美」「枳瀰」「企弭」「耆瀰」「吉民」「伎 文字を勝手に用ゐたのである(それは、諸書に載せてある萬葉假名の表に、同じ假名と うに考へられるかも知れないが、しかしこの時代には假名として用ゐられた漢字は同音 す爲に之と同音の漢字を用ゐたのであるから、當時は表音的假名遣が行はれたといふや た文字で書くのが原則であり、從つて文字の異同によつて直に音の異同を知る事が出來 いつも同じ文字で書かれるのでなく、さまぐ~違つた文字で書かれて、文字上の統一は のものであれば何でもよかつたのであつて、それ故、同じ音を表はすのに色々の違つた 葉假名又は眞假名と呼ぶのが常である。この萬葉假名の時代に於ては、國語の音を表は 漢字を國語の音を表はす爲に用ゐた事は周知の事實であつて、之を假名の一種と見て萬 して多くの文字が擧げられてゐるのを見ても明かである)。その結果として、同じ語は 普通の假名、卽ち平假名片假名は、平安初期に發生したと思はれるが、それ以前にも

事は出來ない。又、萬葉假名の時代には同じ音の文字なら、どんな字を用ゐてもよい るのであるが、上述の如き萬葉假名の用法によつては、異る音は異る文字で書かれてゐ のであるから、もし之と同じ原則によるならば、現代に於て、「い」「ゐ」、「え」「ゑ」、 同じ音も亦異る文字で書かれる故、文字の異同によつて直に音の異同を判別する

的假名遣とは趣を異にするものであるといはなければならない。 と書いても、「家」を「いえ」と書いても「いゑ」と書いても(又「いへ」と書いても)、 「お」「を」はそれぐ〜同じ音をあらはしてゐる故、「犬」を「いぬ」と書いても「ゐぬ」 では、かやうな事を許さない。さすれば、この時代の萬葉假名の用ゐ方は、 「奥」を「おく」と書いても「をく」と書いても宜しい筈であるが、今の表音的假名遣 現代 の表音

勿論萬葉假名の時代に於ても、或種の語に於ては、それに用ゐる文字がきまつたもの

用 れたのであつて、その中には「紀伊」、「土佐」、「相模」、「伊勢」等の如く、 がある。 語 気が行はれたものと思はれる。 (ゐたものがあり、又、姓や人名にもさういふ傾向がかなり顯著であるが、これは特殊 に限られ、 地名の如きは、 般普通の語に於ては、 奈良朝に於て國郡鄕の名は佳字を撰んで二字で書く事に定めら かやうに、同音の文字が萬葉假名として自由に用 同音ならばどんな漢字を用ゐてもよいとい 言あられ ・ふ原

何等の制限もなかつた時代に於ては、どの假名を用ゐるべきかといふ疑問の起る事もな

が、これらの假名に於ても同音の假名として違つた形の文字(異體の假名)が多く、 た痕跡もないのである。 く、假名遣といふやうな事は全然問題とならなかつたと見えて、さういふ事の考へられ 平安朝に入つて萬葉假名から平假名片假名が發生して、次第に廣く流行するに至つた

て、鎌倉時代までもその跡を斷たなかつたが、これは比較的早く統一して室町江戸の交 體假名と呼ばれてゐる。片假名もまた初の中は、同音で形を異にした文字がかなりあつ に平假名に於ては多數の同音の文字があつて、それから引續いて今日までも行はれ、變 いたれば、ほゞ一音一字となつた。 この片假名平假名に於ても、亦萬葉假名に於けると同樣、同音の假名はどれを用ゐて

かし、平安朝の初期には「天地の詞」が出來、其の後、更に「伊呂波歌」が出來て、之 名の異同によつて直にそれの表はす音又は語の異同を知る事は出來ないのである。 を手習の初に習つたのであつて、これ等のものは、アルファベットのやうに、當時の國 もよく、同語は必ずしもいつも同一の假名では書かれなかつたのであつて、從つて、假

語に用ゐられたあらゆる異る音を表はす假名を集めて詞又は歌にしたものであるから、 とどれとが異音であるかが明瞭に意識せられ、同音の假名は、たとひちがつた文字であ これによつて、當時多く用ゐられた種々の假名の中、どれとどれとが同音であり、どれ

名文字遣の最初にある行阿

(源知行。

吉野時代の人)

の序によれば、

假名遣の

濫

傷は行

然るに鎌倉時代に入ると、はじめて假名遣といふことが問題になつたのである。

取扱は、 れが同音となつた以上は、もと各異る音をうつした假名も、 音を減じて「伊呂波歌」では四十七音になつたけれども、 化によつて、 や或特別の規定が出來たのでなく、同音の假名ならどれを用ゐてもよかつたのであるか あらうと思はれる。とはいへ、かやうなものが行はれても、 つても同じ假名と考へられるやうになつて今日の變體假名といふやうな考が生じたで やはり假名遣の問題は起らなかつたものと思はれる。現に平安朝初期に起つた音變 れたものらしく、 ア行のエとヤ行のエとが同音となり、その爲「天地の詞」 その假名の遣ひ方については何等の問題も起らなかつたやうで もと區別のあつた音でも、そ 同音の假名として區別なく 假名の使用に關して或制限 0 四十八音が

らしく思はれる下官集の中にも假名遣に關する個條があつて、先逹の間にも沙汰するも のが無かつたのを、私見によつて之を定めた由が見えてゐるのであつて、鎌倉初期に定 阿の祖父源親 行が書いて藤原定家の合意を得たものであるといつてをり、 藤原定家の作

家などがはじめて之を問題として取り上げて、假名遣を定めたものと考へられる。

この假名遣は、「を」と「お」、「ゐ」と「い」と「ひ」、「え」と「ゑ」と「へ」の如き

同音の假名の用ゐ方に關するものであつて、それらの假名をいかなる語に於て用ゐるか

を示してをり、今日いふ所の假名遣と全然同じ性質のものである。 この時代になつてどうして假名遣の問題が起つたかといふに、それは平安中期以後の

爲である事は言ふまでもない。しかし、以前の如く、同音の假名は區別なく用ゐるとい でも、又「い」でも「ゐ」でも「ひ」でも同じやうに用ゐた筈であつて、之を違つた假 國語の音の變化によつて、もと互に異る音を表はしてゐたこれ等の假名が同音に歸した ふ主義が守られてゐたならば、これ等の假名が同音に歸した以上は、「を」でも「お」

名として、區別して用ゐるといふ考が起るべき理由はないのである。もつとも、「を」 と「お」、「い」と「ゐ」と「ひ」はそれぐ~違つた文字であるけれども、當時、一般に

なく用ゐられてゐたのである故、これらの假名も同音になつた以上は同音の假名として どんな假名にも同音の假名としていろく~の違つた文字(異體の假名)があつて、

用ゐて差支なかつた筈である。然るにこれらの假名に限つて、同音になつた後も假名と

理由を當時一般に行はれてゐた「伊呂波歌」に求むべきだと考へる。卽ち、これらは しては互に違つたものと考へられたのは、特別の理由がなければならない。私は、この

それが同音になつた後もさうした考はかはらなかつたので、 伊呂波歌に於て別の假名として教へられてゐた爲に、最初から別の假名だと考へられ、 こに假名遣といふ事が生じたものと思はれる。 つた假名がある事となり、それ等の假名を如何なる場合に用ゐるかが問題となつて、こ 同音に對して二つ以上の違

四

としたのが假名遣であるが、この場合に、その假名を定める基準たるべきものは音その ものに求める事は絕對に不可能であつて(音としてはこれらの假名は全く同一であつ のであり、隨つて區別して用ゐるべきものであるといふ考の下に、その用法を定めよう が同音となつてしまつた鎌倉時代に於て、それらの假名がやはり假名としては別 主義に於ては之と同一である。しかるに、もと違つた音を表はしてゐたいくつか 文字を用ゐてもよいといふ點で現代の表音的假名遣とは違つてゐるが、音を寫すとい て、區別がない は音を寫す文字として用ゐられた。 にも述べた通り、 からである)、之を他に求めなければならない。そこで、新に基準とし 萬葉假名專用時代に於ても、片假名平假名發生後に於ても、 當時の假名の遣ひ方は、 同音の文字であれば 7の假名 どんな 假名 のも

て取り上げられたのが語であつて、音は言語に於ては、それぐ~違つた意味を有する語

の外形として、或は外形の一部分として、常にあらはれるものである故に、その一々の 10

用ゐられて、假名の用法が一定するのである。かやうに假名遣に於て假名の用法を決定 する基準が語であつた事は、下官集に於ても假名文字遣に於ても、各の假名の下に、之 同音の假名の何れを用ゐるかをきめれば、一定の語には常に一定の假名が

眞字は文字定者也。假字は文字づかひたがひぬれは義かはる事あるなり ^{水原 (}河海抄卷十二梅枝「まむなのすゝみたるほどにかなはしとけなきもじ

こそまじるめれとて」の條に引用したものによる)

た源氏の注釋書「水原抄」の中の左の文によつても了解せられる。

を用ゐるべき語を擧げてゐるによつても知られるが、また、源親行が父光行と共に作つ

る」と解すべきであらう(源氏の原文の意味はさうではあるまいが、光行はさう解釋し うに思はれるけれども、その文字遣、卽ち假名遣を誤るとちがつた意味になる事があ これは、「漢字は語每に用ゐる文字がきまつてゐる。假名は音に從つて書けばよいや

たと見られる)。假名遣を誤つた爲に他の意味になるといふのは、同音の假名でも違つ かやうに、假名遣を意味との關聯に於て說いてゐる事は、假名は語によつて定まるも た假名を用ゐれば、 別の語となつて、誤解を來す事がある事を指していふのであつて、

さて、右の如く、

たので、古寫本に親しんだ定家は、前代にくらべて當時の假名の用法の混亂甚しきを見

これが統一を期して假名遣を定めようとしたものと思はれる。

即ち假名の用法は語を基準とすると考へてゐた事を示すものである。

といふに、必ずしもさうではあるまいと思はれる。全體、當時の假名遣が、 それでは 假名遣に於けるかやうな主義は定家などが全く新しく考へ出したもの 何を據り所

事が多くなり、 化の結果として、もと區別のあつた二つ以上の音が同音となり、之をあらはした別の假 古寫本といつても何時代のものか明かに知る由もないが、平安朝中期以後、 が下つて鎌倉時代に入ると、その實際の發音が同じである爲、 き方が保存せられてゐた時代がかなり永くつゞいたものと考へられる。 であつて、時としては同音の他の假名を用ゐる事があつても、大體に於て古い時代の書 はつた後も、假名(ことに假名ばかりで書く平假名)はもとのものを用ゐる傾向 名が同音に讀まれるやうになつたが、音と文字とは別のものである故、 として定められたかについては、假名文字遣は何事をも語つてゐないが、下官集には、 「見」「舊草子」 了」・見之」 」とあつて、假名文學の古寫本に基づいてゐる事を示してゐる。 同じ語が人によつて違つた假名で書かれて統一のない場合が少くなかつ 同音の假名を混じ用ゐる かやうに音が か 國語の音變 るに が 時代 |顯著

もと異音の假名が同音になつた後も、なほ書いた形としてはもとの 11

假名が保存せられて、他の同音の假名を用ゐる事が稀であつたのは、何に基づくのであ

もと違つてゐた音が、同音になつた後にもなほ記憶せられてゐた爲と

らうか。これは、

漢字を以て純粹の國語を表はす場合にもさうである。(「皮」と「河」、「橋」と「箸」、 表意文字たる漢字に於てはむしろその方が正しい用法である。漢語を表はす場合は勿 語でも意味の異るに從つて)之に用ゐる文字がきまるのは決して珍らしい事ではなく、 假名でも、その中の或一つのものに定まつてゐた爲、その語とその假名との間に離れが 爲であるとしか考へられない。卽ち、古く假名で書いた或語の形は、後に同音になつた はどうしても考へられない。旣に音韻變化が生じてしまつた後にはもとの音は全然忘 論のこと(同じコーの音でも、「工」「幸」「甲」「功」「江」「行」「孝」「效」「候」など) ないのである。 よ、旣にその時分から、語によつて假名がきまるといふ傾向があつたとしなければなら がかなり强かつたのであると解すべきであらう。さすれば、明瞭な自覺はなかつたにせ たき聯關を生じて、自分が新に書く場合にも、その語にはその假名を用ゐるとい 在などによつて假名で寫した語の古い時代の形が之を讀む人の記憶にとゞまつてゐた れてしまふのが一般の例であるからである。これは、古寫本の殘存又はその轉寫本の存 般に文字を以て言語を寫す場合に、いかなる語であるかに從つて(たとひ同音の ふ慣習

は自然である。 假名でなければ直にその語と認めるに困難を感じ、又は他の語と誤解するやうになるの 字としては違つたものであつても同じ假名と見做す故、同じ語をあらはす文字の形は必 名、姓、人名など)に於ては語によつて之を表はす文字が一定する傾向があつた事、 うでなく、同じ語を種々の違つた文字で表はす事上述の如くであるが、この場合には漢 名の用法の制定が企てられた場合に、語を基準とするのは最自然なことといはなけれ れか一つを用ゐる傾向があつたとすれば、新に假名遣の問題が起り、 になれば、その語と「を」(及び之と同じ假名)との間には密接な關係を生じて、 名)を用ゐて、「お」又は「ほ」の假名(又はそれらと同じ假名)を用ゐないといふ事 字が語を表はず音を表はすからであつて、しかも、さういふ場合にも、或特殊の語 で書く場合にも、同音でありながら違つたものと認められた假名は、語によつてその何 しも常に一定したものではないけれども、或語のオ音には常に「を」(又は之と同じ假 れも上に述べた通りである。假名の場合は漢字とは多少趣を異にし、同音の假名は、 「琴」と「事」と「言」など)唯、漢字を假りて國語の音を表はす場合(萬葉假名) かやうに一方に於て漢字が語によつて定まるといふ事實があり、又一方に於て、假名 かやうな同音の假 はさ 地地

ならない(音を基準にしようとしても不可能な事は前述の通りである)。

を進めた、どんな語を表はすかに在つたのである。 假名を定める基準となつたものは、單にどんな音を表はすかでなく、更にそれより一步

問題の假名を、語を表はすものとして取扱つて來たのであり、その場合に

かやうにして、萬葉假名の時代から平假名片假名發生後に至るまで、純粹に音をあら

係ある問題の假名については以前よりそんな傾向はあつたとするのが妥當なやうであ 前からさうなつてゐたかは問題であつて、前に述べた所によれば、少くとも假名遣に關 單なる音を表はす文字としてでなく、語を表はす文字として用ゐられ、明かにその性格 ゐてもよいからといつて、それ故、音を表はすだけのものであると速斷するのは危險で を變じたのである(但し、この時からはじめて語を表はす文字となつたか、又はもつと はす文字としてのみ用ゐられて來た假名は、少くとも假名遣といふ事が起つてからは、 ものと考へられるやうになつてゐたかも知れない。同じ音の假名ならどんな假名を用 その他の假名については明瞭な證據が無いからわからないが、やはりそんな性質の

と違つた假名は今の變體假名と同じく、代表的の假名と全く同樣なものと考へられ、從

行はれてゐた時代には、それの中に現はれた假名だけが代表的のものと認められ、これ ある。何となれば、萬葉假名の時代と違つて「天地」の詞や「伊呂波」のやうなものが

れてゐると考へた事もあり得べきであるからである)。 つて、假名で書いた語は、たとひ假名としての形は違つてゐても、或一定の假名で書か

五

初 假名遣の名を以て呼ぶのは誠に不當であるといはなければならない。 る。 方に於て假名遣とは根本的に違つたものである。かやうに全く性質の異るものを、 名遣は、 に至るまでかはらない事は最初に述べた所によつて明かである。然るに今の表音的假 て、語を寫すものとして取扱つてゐるのである。さうして假名遣のかやうな性質は現今 から起つたものと斷ぜざるを得ない。 ?から現今に至るまで一貫して變ずる事なき假名遣の本質に對する正當な認識を缺く かやうに、假名遣に於ては、その發生の當初から、 卽ち假名を定めるものは語ではなく音にあるのである。これは、假名の見方取扱 同じ音はいつでも同じ假名で表はし、異る音は異る假名で表はすのを根本方針とす 専ら國語の音を寫すのを原則とするもので、假名を出來るだけ發音に 假名を單に音を寫すものとせずし これは發生の當 致さ 同じ

15

種

表音記號と見てよいものである。表音記號は、言語の音を目に見える符號によつて代表

表音的假名遣は、音を基準とし、音を寫すを原則とするものであるとすれば、

月臨時國語調査會決定の假名遣改定案に於ては、助詞のハ・ヘ・ヲに限り從來の假名遣 假名遣には、從來の假名遣に於ける用法を加味したものがある。例へば大正十三年十二 協しなければ不便多く、その目的を逹し難い憂がある爲に、これまで提出された表音的 又それ以外にその特質は無いものである。勿論表音的假名遣は、實用を旨とするもので 的假名遣はその實質に於ては一種の表音記號による國語の寫し方と見得るものであり、 あり、又、ローマ字假名など旣成の文字を基礎とするものや、全然新しい符號を工夫す 聲)を忠實に寫すものや、正しい音の觀念(音韻)を代表するものなど、種々の主義が るのであるから、 ある故、必ずしも精細に國語の音を寫さず、又その寫し方に於ても多少曖昧な所もあつ その主義に於ても方法に於ても、表音的假名遣と全然合致するものである。 るものなど種々の方法があるが、その中、假名に基いて國語の音韻を寫す表音記號は 趣旨とする。さうして、 させたもので、同じ音はいつも同じ記號で、違つた音はいつも違つた記號で示すのを 表音記號としては不完全であるが、表音記號でも、實用を主とした簡易なものもあ しかし表音的假名遣を實際に行ひ世間通用のものとする爲には、從來の假名遣と妥 かやうな故を以て表音記號とは全然別のものであるといふ事は出來な 表音記號を制定するについては、實際耳に聞える現實の音 それ故表音

を保存した如きはその例であつて、この場合には、その音によらず、如何なる語である

いつて、全部を假名遣といふのは勿論不當である。 によつて假名を定めたのである。それ故、この部分だけは假名遣といふ事が出來よう これは二三の語のみに限つた例外的のものである。 これだけが假名遣であるからと

右のやうな論に對して或はかういふ説を立てるものがあるかも知れない

でその一つに一定したものであつて、假名遣に於て、同音の假名の中、この假名はどの 「え」「ゑ」「へ」に對してその中の「え」を用ゐるなど、同音の假名がいくつかある中 表音的假名遣は、 例へば同音の假名「い」「ゐ」「ひ」に對してその中の「い」

用ゐて他は用ゐない らいへば當然である)。然るに假名遣では、同音の假名はすべて之を用ゐて、それ この說は當らない。表音的假名遣に於ては、いくつかの同音の假名の中、一つだけを いかなる場合に用ゐるかをきめたのである。この事は實に兩者の のを原則とする(これは同じ音はい つも同じ假名で書くといふ主義 削 の重大な相違で

假名遣と呼んで、差支へないではないかと。

語に用ゐるといふやうに、その假名の用法を一定したのと同樣である。

それ故、

す爲に區別なく用ゐられた。もしこの主義がいつまでも引續いて行はれたならば、「い」 あつて、 前にも述べた通り假名は最初から、同音の文字ならばどんな文字でもその音を表は 假名遣とい ふ問題の起ると起らないとの岐れるのは懸つて此處にあるのであ

17

のであつて、そこで、それらの假名をどう用ゐるべきかといふ疑問がおこり、こゝには

假名遣は、 質をなしてゐるのであり、從つて之を定める基準としては語によらざるを得なか 問題となつたのである。それ故、同音のものを廢棄するといふやうな事は思ひも及ばな 等の假名はすべて同音であつて、その中の一つさへあれば音を表はすには十分である じめてこれらの假名の用法卽ち假名遣が問題になつたのである。もしこの場合に、これ る事は出來ないのである。 である。さすれば、同音の他の假名を廢して、音と假名とを一致させようとする表音的 た多くの假名の中に同音のものが出來た爲、それを如何に區別して用ゐるかとい すものとして存續したであらう。然るに、當時に於ては、國語の音をいかなる假名によ つものである。 つて表はすかとい つたであらう。 かやうに考へて來ると假名遣と表音的假名遣とは互に相容れぬ別個 たとひ同音であつても別の假名は區別して用ゐるべきものとするに對して、 一つだけを殘して其他のものを廢棄したとしたならば、假名はどこまでも音を表は 假名遣とはその根本理念に於て非常な差異があるもので、決して之を同視す 假名遣に於ては、 卽ち假名遣は最初から同音の假名のつかひわけとい ふ事が問題となつたのでなく、もとから別々の假名として傳は 違つた假名は、それぐ~違つた用途があるべきものと . ふ問. の理念の上に立 題が 表音的 つたの その本 ふ事が つて來

假名遣に於ては假名は正しく言語の音に一致すべきものとし、同音に對して一つ以上の

假名の存在を許さないのである。 意圖するものといふべきである。然るに之を假名遣と稱するのは、徒に人を迷はせ、假 その存立の基礎を失ひ雲散霧消する外ない。 もし同音の假名の存在を許さないとすれば、假名遣は 即ち、表音的假名遣は畢竟假名遣の解消

六

名遣に對する正當なる理解を妨げるものである。

用上、語が個々の音に對して遙に優位を占めるのは當然である。さすれば、假名のやう 成要素としてのみ用ゐられるものであり、その上、我々が言語を用ゐるのは、その意味 て不當でないばかりでなく、むしろ實用上利便を與へるものであつて、文字に書かれた を他人に知らせる爲であつて、主とする所は意味に在つて音には無いのであるから、實 言語に於ては個々の音は獨立して存するものでなく、或る意味を表はす一續きの音の構 ものとして取扱ふのである。語は意味があるが、個々の音には意味無く、しかも實際の 以上述べたやうに、假名遣と表音的假名遣とはその根本の性格を異にしたものであつ 個々の音を表はす表音文字であつても、之を語を表はすものとして取扱ふのは決し 假名遣に於ては假名を語を寫すものとし、表音的假名遣に於ては之を專ら音を寫す

語の形は、一度慣用されると、全體が一體となつてその語を表はし、その音が變化して

ある

文字の形は容易にかへ難いものである事は、表音文字なるラテン文字を用ゐる歐洲 の例を見ても明白である。 かやうな意味に於て語を基準とする假名遣は十分存

在

の理由をもつものである。

不當である故、 名遣による規定を混入した部分は全部除去する事が必須であり、 別に假名に基づく表音記號を制定して、 表音記號に代用するのも一便法であらう。但しその爲には、表音主義を徹底させて、假 發音を表はす爲に用ゐられて比較的よく世間に知られてゐるものもある故、 し得るものであり、その上、臨時國語調査會の案の如き、 な點があつても、それは必要な場合にも多少の工夫を加へればもつと精密なものともな 於て假名を以てする國語の表音記號と同樣なものであり、 表音符號と假名遣」)。然るに右のやうな表音記號としては、一二の試案は作られたけ 必要ある事を主張した事がある(昭和十五年十二月「國語と國文學」所載拙稿 しかしながら、假名遣では十分明瞭に實際の發音を示し得ない場合がある故、 まだ廣く世に知られるに至らないが、 明かに表音記號と稱するか、少くとも簡易假名表記法とでも改むべきで 音聲言語や文字言語の音を示す場合に使 表音的假名遣は、 多くの發音引國語辭書に於て 表音記號としてはまだ不十分 前述の如く、 又名稱も假名遣の名は 之を簡易な その實質に 國語 以用する 私は、

ける歴史的綴字法及び表音的綴字法から出たもので、假名遣を綴字法と同樣なものと見いったが、今世間に行はれてゐる、歷史的假名遣及び表音的假名遣の名は、英語に於かつたが、今世間に行はれてゐる、歷史的假名遣及び表音的假名遣の名は、英語に於 表音的假名遣に於て見る如き、假名遣を否定する考は、古く我國にも全くないではな

所があつても、音を基準とする表音的假名遣とは性質を異にするものといはなければな 書き方としてのきまりであつて、かやうな點に於て、語を基準とする假名遣とは通ずる らない。私は從來世間普通の稱呼に隨つて表音的假名遣をも假名遣の一種として取扱 つて來たのであるが、 かく名づけたのである。然るに綴字法は歴史的のものも表音的のものも、共に語 今囘新に表音的假名遣に對する考察を試みて、その本質を明かに

した次第である。

(昭和十七年八月稿)